

新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部
(新型インフルエンザ等対策本部)
知事メッセージ

令和3年11月24日
青森県危機対策本部

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

政府においては、今後、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくとの考えの下、基本的対処方針を変更しました。

この中では、引き続き、個々人に基本的な感染防止対策の徹底を求めることとした上で、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用等があった場合に、人流や人との接触機会を削減するための感染防止対策を講じるとともに、飲食店の第三者認証制度やワクチン・検査パッケージ制度等を活用し、感染リスクを引き下げながら、日常生活や経済社会活動を継続することなどが示されたところです。

このことを踏まえ、本県でも、本日、県の対処方針を変更いたしました。

まず、今後も変わらない部分としては、いつもお願いしていることではありますが、ワクチン接種を終えた方も含め、あらゆる場面で、マスクの適切な着用、人との距離の確保、手洗いや手指消毒、こまめな換気など、基本的な感染防止対策をしっかりと継続していただきたいということです。

その上で、年末が近くなり、忘年会など会食の機会が増える季節

となりますが、現在のように感染が落ち着いている場合にも、会食の際には、感染リスクが高まらないよう、感染防止対策がしっかりと講じられている飲食店等で、食事中以外のマスク着用など各自の対策も徹底するようお願いいたします。

なお、今後は、感染拡大の傾向がみられる場合等に、県から、同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けるなどの要請を行うことといたします。

各事業者等の方々におかれては、感染拡大を防止するために、引き続き、業種別ガイドライン等を遵守するとともに、従業員等の健康管理の徹底もお願いいたします。

イベントの開催制限については、参加人数が5千人を超える場合に、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けたものは、観客等の大声がない前提で人数上限を収容定員までとするものであります。

参加人数が5千人以下の場合や5千人を超えてもこれまでの人数制限で開催する場合、感染防止安全計画の策定は不要ですが、主催者等におかれては、引き続き、想定される感染リスクを踏まえ、事前に必要な対策を講じた上で、感染防止策チェックリストを作成し、ホームページ等で公表する必要がありますので、適切に対応してください。

なお、国が新たに定めたワクチン・検査パッケージ制度については、感染拡大の傾向等がみられ、行動制限がかかった場合においての活用が基本であり、県としても、今後、必要な体制整備等を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症を乗り越え、誰もが安心して暮らすことができる日常生活を取り戻せるよう、県として、引き続き、全力で取り組んでまいります。

県民の皆様におかれましても、引き続き、感染防止対策の徹底に御理解と御協力をお願い申し上げます。